

市内建設業者により助成対象区域に住宅を新築される方

# 総社市新築助成金

が支給されます！



助成金額

50万円

さらに！

空き家除却後の新築なら

上乗せ

50万円

合計

最大 100万円

注意：必ず契約日より前に申請書の提出が必要です！



Q. 空き家の除却のみの場合も助成されるの？

A. 助成されません。新築をされる方のみが助成対象です。



Q. 売地にするための空き家除却はどうか？

A. 助成されません。除却後、新築をされたうえで定住をしていただく必要があります。



Q. 市内建設業者って？

A. 市内に本社等を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、建設業法別表第一に規定する建築一式を受けている者です。



Q. 助成対象区域ってどこ？

A. 居住を誘導すべき区域として、総社市立地適正化計画に定められた「居住誘導区域」のことです。市内における市街化区域の一部を指しており、エリア詳細は裏面をご覧ください。また、新築予定の地番が居住誘導区域に該当するかどうかにつきましては、お気軽に魅力発信室までお問い合わせください。

総社市  
市街化  
区域

居住誘導区域

新築助成  
の対象

新築助成金についてのお問い合わせは、

総社市 魅力発信室 までどうぞ！

電話 0866-92-8308

FAX 0866-93-9479

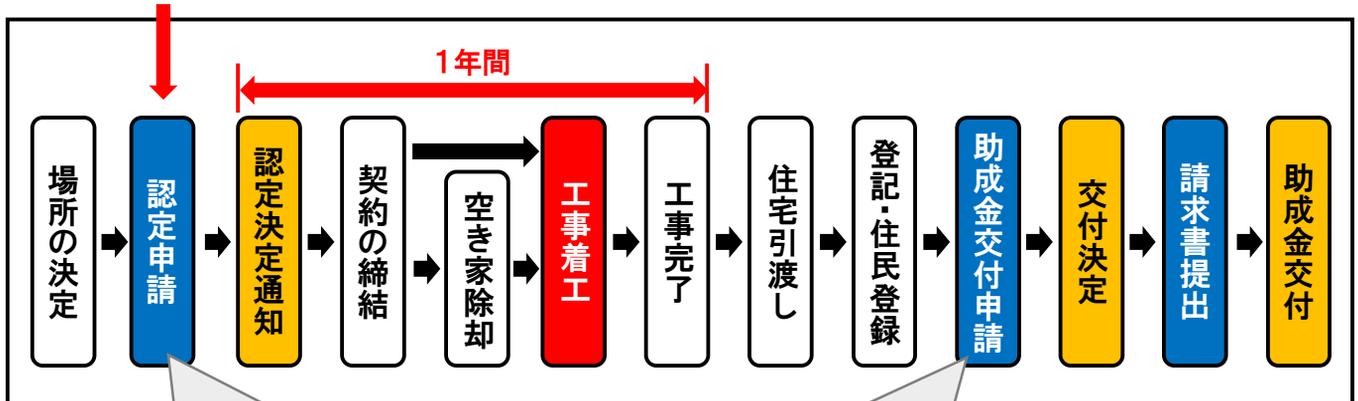
Mail miryoku@city.soja.okayama.jp

## 🏠 対象要件

- ・助成対象地区(居住誘導区域)へ新築すること ⇒下記を参照のこと
- ・市内建設業者が請け負い新築する住宅で、総社市に定住すること
- ・助成事業の認定決定された後、1年以内に新築工事が完了すること
- ・住宅の持分が2分の1以上であること

## 🏠 申請から助成金交付までの流れ

注意：必ず契約日より前に申請書の提出が必要です！



### 認定申請時に必要なもの

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②工事見積書の写し
- ③住宅の位置図、平面図及び立面図
- ④世帯に市税の滞納者がいないことを証する書面  
(市外在住者のみ)
- ⑤その他市長が特に必要と認める書類

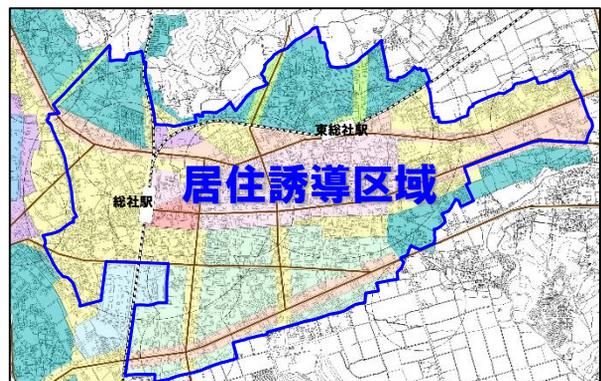
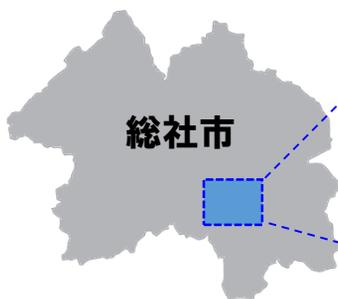
### 助成金交付申請時に必要なもの

- ①世帯全員の住民票の写し  
(居住開始日以降に交付されたもの)
- ②工事請負契約書の写し
- ③建物登記事項証明書の写し
- ④住宅の位置図、平面図及び立面図
- ⑤定住誓約書
- ⑥その他市長が特に必要と認める書類

## 🏠 助成対象地区（居住誘導区域）について

総社市立地適正化計画に定められた区域を指します。

助成対象に該当するかどうかにつきましては、お気軽に魅力発信室までお問い合わせください。



その他、新築助成金についてのお問い合わせは、

**総社市 魅力発信室** までどうぞ！

電話 0866-92-8308  
FAX 0866-93-9479  
Mail miryoku@city.soja.okayama.jp